

若桜町大学生等学生生活応援臨時給付金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響により、不安定な経済状況を踏まえ、親元を離れて生活している学生等が安心して学業に専念できるよう、学生等の保護者等に対し、賃貸借住宅の家賃の一部を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「保護者等」とは、親権を持つ者若しくは未成年後見人又はこれに準ずる者で、学生等が居住している賃貸住宅等の契約者又は当該賃貸借契約において保証人となっている者をいう。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、若桜町立若桜中学校又は若桜学園を卒業し、次の各号のいずれにも該当する学生等の保護者等とする。

- (1) 平成4年4月2日から平成14年4月1日までの間に生まれた者。
- (2) 専修学校、短期大学、大学、大学院、予備校等に在学している学生である者。
- (3) 賃貸借契約のある民間賃貸住宅又は学生寮に入居していること。ただし、いずれも親族が所有する住宅は除く。

2 前項の規定に加え、令和2年4月から5月までの間において、新型コロナウイルス感染症拡大防止対応により、次のいずれかに該当する学生等又は保護者等とする。

- (1) アルバイトをしている学生等である場合は、アルバイト収入が減少していること。
- (2) 雇用契約に比べ就業日数、就業時間又は賃金のいずれかが減少していること。
- (3) アルバイトをしようとしていたが、できなかった者。

3 保護者等においては、令和2年4月1日時点で住民登録が若桜町内にあり、かつ町税等の滞納がないこと。

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、学生等が居住している賃貸住宅等の家賃月額（駐車場使用料、食費等を除く。）に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、20,000円を限度とする。

2 支給の対象となる月は、緊急事態宣言の発令期間及び解除直後の緩和期間を加味して、令和2年4月から6月までの3月分とする。

(給付金の申請)

第5条 給付金の支給を申請しようとする支給対象者は、若桜町大学生等学生生活応援臨時給付金申請書兼請求書（様式第1号）に、次の各号に掲げる添付書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 令和2年4月1日付以降の学生等であることの証明書又はその写し
- (2) 賃貸住宅等の契約書又は入寮の事実及び寮費のわかる書類の写し
- (3) アルバイト（収入減少・未従事）証明書（様式第2号）又は証明書（様式第3号）
- (4) 振込先口座の通帳の写し

2 前項の規定にかかわらず、申請をもって町が住民基本台帳の閲覧により学生等と保護者等との関係及び町税等の納入状況を確認することに同意したものとみなし、関係が特定できないときは、戸籍謄本等当該学生等と保護者等の関係が分かる書類を併せて提出しなければならない。

3 給付金の申請は、学生等1人につき1回限りとし、申請期限は、令和2年9月30日までとする。

(給付金の額の決定)

第6条 町長は前条の規定による給付金の申請があったときは、関係書類を審査し、給付金の可否及びその額を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により給付金の支給の可否及びその額を決定したときは、速やかにその旨を若桜町大学生等学生生活応援臨時給付金支給可否及び額決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(給付金の返還)

第7条 町長は、虚偽の申請その他不正な手段により給付金を受給したことが認められるときは、

給付金を返還させることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

年 月 日

若桜町長 様

申請者
住 所
氏 名
電 話

印

若桜町大学生等学生生活応援臨時給付金申請書兼請求書

若桜町大学生等学生生活応援臨時給付金支給要綱第5条に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、給付金の支給の決定に際して、町長が住民基本台帳を閲覧及び町税等の納入状況を確認することを承諾します。

また、給付金の支給が決定した場合には、支給決定額を請求しますので、下記の口座に振り込んでください。

対象者

	氏 名	住 所	生年月日	続 柄
保護者等				
学 生 等				

振込先口座

金融機関名	銀行 ・ 信用金庫 農業協同組合	支店名	本 店 支 店 支 所 主 張 所
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
口座名義人	フリガナ		

添付書類

- (1) 令和2年4月1日付以降の学生等であることの証明書又はその写し
- (2) 賃借住宅等の契約書又は入寮の事実及び寮費のわかる書類の写し
- (3) アルバイト（収入減少・未従事）証明書（様式第2号）又は証明書（様式第3号）
- (4) 振込先口座の通帳の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

若桜町長 矢部 康 樹 様

アルバイト（収入減少・未従事）証明書

令和2年4月から5月の間において、新型コロナウイルス感染症拡大防止対応により、下記の者の（アルバイト収入が減少している・アルバイトができなかった）ことを証します。

記

1. 学生等の氏名 _____

2. 学生等のアルバイト先の名称及び住所等（※未従事の場合には記入の必要はありません。）

名称 _____

住所 _____

電話 _____

年 月 日

証明者（保護者等）

住 所

氏 名

印

様式第3号（第3条関係）

様

証 明 書

当社における令和2年4月から5月の間において、新型コロナウイルス感染症拡大防止
対応により、雇用契約に比べ就業日数、就業時間又は賃金のいずれかが減少していること
を証します。

年 月 日

証明者 住 所

社 名

代表者

⑩

第 年 月 号
年 月 日

様

若桜町長

若桜町大学生等学生生活応援臨時給付金支給可否及び額決定通知書

若桜町大学生等学生生活応援臨時給付金の支給について、下記のとおり決定したので、若桜町大学生等学生生活応援臨時給付金支給要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

1. 事業の名称 若桜町大学生等学生生活応援臨時給付金

2. 支給の可否 許 可 ・ 却 下

却下の理由

3. 支給決定額 円